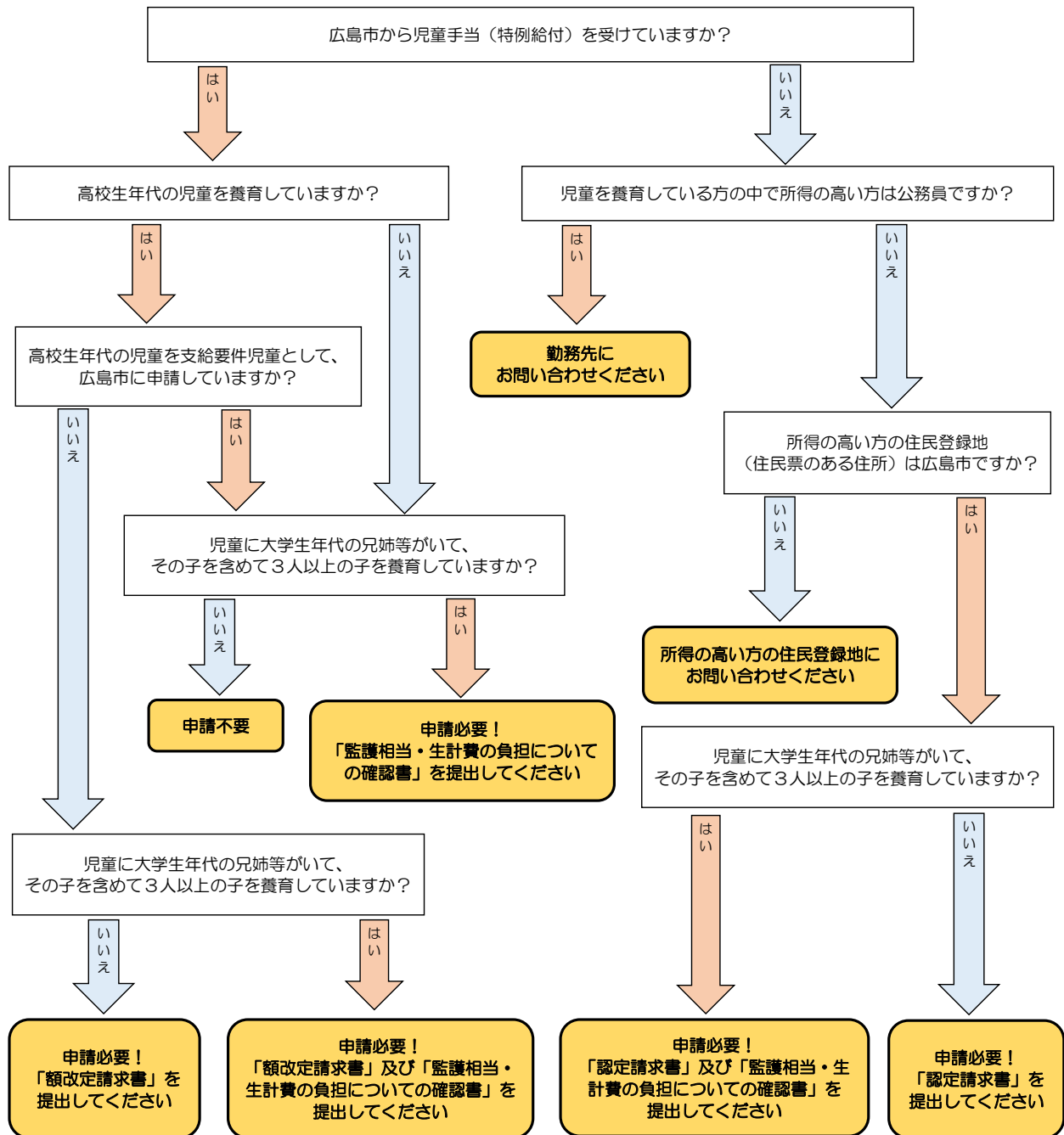


## ＜児童手当制度改正 申請要否確認フローチャート＞



◎用語の説明

- ・児童：0歳から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童
- ・高校生年代の児童：15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後18歳に達する日の最初の3月31日までの間にある児童（平成18年4月2日～平成21年4月1日までの間に生まれた児童）
- ・大学生年代の兄弟等：18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子（平成14年4月2日～平成18年4月1日までの間に生まれた子）